

## 若年社会人向けライフデザイン支援事業業務委託仕様書

### 1 業務名

若年社会人向けライフデザイン支援事業業務委託

### 2 事業目的

若年社会人を対象に、仕事や家計、結婚・出産等を含めた将来設計（ライフデザイン）を考える機会や将来の選択に関わる知識を学ぶ機会を提供することで、結婚や出産等を前向きに捉える意識を醸成する。

### 3 委託期間

契約締結の日から令和8年3月31日までとする。

### 4 業務委託の内容

#### (1) 若年社会人向けライフデザイン支援リーフレットの作成

##### ① 構成・内容

事業目的が達成されるよう、仕事や家計、結婚・出産等を含めたトータルの将来設計（ライフデザイン）を考えられる内容にすること。また、次に掲げる観点については必ず盛り込むこと。

- ・結婚や出産の希望をかなえるために必要な知識
- ・多様なライフデザインのロールモデルとなる秋田県在住者へのインタビュー
- ・ライフデザインを考えるためのワークシート

##### ② 規格

- ア 作成部数：10,000部
- イ 判型：A4サイズ
- ウ ページ数：16ページ程度(表紙、裏表紙含む)
- エ 印刷：フルカラー

##### ③ 校正

校正は5回程度実施する。

##### ④ 作成方針等

各種記事については、必要に応じて、県と相談のうえ有識者等に取材を行ったうえで作成すること。また、価値観の押しつけにならないよう、多様なライフデザインのあり方に留意しつつ、本県でのライフプラン実現を後押しする総合的な内容とすること。

また、「多様なライフデザインのロールモデルとなる秋田県在住者へのインタビュー」については、インタビュー内容等を県と協議することとし、当事者の選出は、原則、県が対応することとする。

なお、本リーフレットについては、(2)若年社会人向けライフデザインセミナーで使用するほか、県内金融機関での配架、大学や専門学校と連携した講義のなかで当課から説明及び配布を行うことも想定している。

## (2) 若年社会人向けライフデザインセミナーの実施

### ① 内容

次に掲げる観点を踏まえ、専門的知見を有する講師による講義とワークショップを組み合わせた内容とし、企画提案により具体化すること。

- ・結婚や出産・子育てを前向きに捉える意識を醸成するものであること
- ・仕事や家計、結婚・出産など様々な角度からライフデザインに必要な知識を伝えるものであること
- ・参加者が実際にライフデザインを行うとともに、参加者同士が交流する機会を含むものとする

### ② 対象者

秋田県内の若年社会人（概ね20～25歳）とし、民間企業に加え、県や市町村等の職員を交えた官民合同のセミナーとすること。

### ③ 方法

ア 実施回数：契約期間内に3回

イ 実施時期：令和7年11月、令和8年1月、3月

ウ 所要時間：3時間程度

エ 定員：30名程度

オ 開催場所：秋田県北、県央、県南で各1回

※オンライン形式については、県と相談のうえ検討すること

オ 参加費用：原則無料

### ④ 広報

参加者を募集するためのチラシを作成することし、セミナーの開催日時や参加連絡方法に加えて、若年社会人がライフデザインを考え、その実現に向けた行動を起こすことの意義など、セミナーに参加するメリットが分かる内容にすること。

なお、チラシについては、原則として県が関係団体を通じて配布するほか、企業を直接訪問して配布することとする。

作成部数：8,000部（デザイン：1種類）

### ⑤ その他

セミナーの実施に当たって生じる費用は、全て委託料に含むものとする。

(1)のリーフレット納品後に実施するセミナーにおいては、当該リーフレットを活用した内容にすること。

セミナー参加者に対するアンケート調査及び結果の集約を実施することとし、アンケート項目については、県と協議すること。

## 5 進行管理・校正

事業目的の達成に向けてコンセプトや業務スケジュール等を作成し、業務の実施に当たっては、あらかじめ県と打ち合わせを行ったうえで、適切に遂行すること。

## 6 成果品の納入

### (1) 成果品

- ① リーフレット（印刷物）：10,000部
- ② リーフレット（電子データ）：可変媒体及びPDF各1部
- ③ 広報チラシ（印刷物）：8,000部
- ④ 広報チラシ（電子データ）：PDF1部
- ⑤ セミナーに係る実績報告書（配布資料やアンケート等の作成物含む）

### (2) 納期限

- ①、②：令和8年2月20日（金）
- ③、④：完成し次第速やかに提出すること
- ⑤：令和8年3月31日（火）

## 7 権利の帰属

- (1) 本業務委託の履行により生じた成果物等の著作権（著作権法第27条及び第28条に定められた権利を含む。）及び所有権は、すべて県に帰属するものとし、県はこれらの成果品を無償で自由に二次利用ができるものとする。
- (2) 成果品の中に第三者が著作権を持つ素材を利用する場合は、それぞれの著作権者と協議の上、利用を行うこととする。
- (3) 成果品は今後も継続的に使用する予定であり、出演者の肖像権が発生する場合は、あらかじめ許諾を得ること。
- (4) 受託者は県の承諾無しに、デザインを他に流用することができないものとする。